

モデル事業について（素案）

1. 趣旨

- チーム医療の推進に関する検討会報告書（平成 22 年 3 月 19 日取りまとめ）において、特定看護師（仮称）の要件については、類似の看護師の養成に取り組む大学院修士課程の関係者等の協力を得て専門的・実証的な検討を行った上で決定する必要があると提言された。
- 本モデル事業は、当該報告書の提言を受け、既に類似の看護師の養成に取り組んでいる大学院修士課程の実態・実績に関する情報を収集するため、当該課程の関係者等の協力を得て実施するものである。（実施期間は原則として平成 22 年度中。）

2. 事業内容

- 以下の条件を満たす修士課程を「モデル事業実施課程」として選定する。
 - ◆ 「特定看護師モデル養成課程」と称すること。
 - ◆ 臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていること。
 - ◆ 演習・実習科目を必修とするとともに、実習場所（病院等）を確保していること。
 - ◆ 教員・指導者に相当数の医師が含まれること。
 - ◆ 実習科目における安全管理体制を整備していること。
- モデル事業実施課程においては、一般的には「診療の補助」に含まれないと理解されてきた行為の実習を実施して差し支えないこととする。

3. モデル事業実施課程の報告事項

- モデル事業の開始当初に、例えば以下の事項についてWGに報告。
 - ◆ 到達目標（分野、実践内容等）
 - ◆ 教育カリキュラム（教育科目、内容、単位数）
 - ◆ 実習施設の概要
 - ◆ 単位認定者・実習指導者の経歴
 - ◆ 単位の認定方法・基準 等
- モデル事業の開始後に、その実施状況（例えば、安全面の課題、学生の履修状況、実習時のインシデント・アクシデント、一般の看護師でも実施可能な行為等）について、WGに随時報告。